

「札幌学院大学商経論集」刊行要領

1989年9月21日
制 定

1. 札幌学院大学商経論集（以下「商経論集」という。）は、年4回発行する。発行時期は別に定める。
2. 商経論集に投稿することができる者は、「札幌学院大学商経学会規程」第4条第1号及び第2号に規程する通常会員と賛助会員とする。ただし、学外の共著者（本学の著者が中心であること）及び記念号発刊にかかわって学会長が必要と認めた場合、学外者に原稿を依頼することができる。
3. 商経論集は、「論文」、「研究ノート」、「資料」、「書評」、「紹介」及び「翻訳」を掲載する。その論文の内容は、未刊行のものとする。商経論集に掲載された論文等の著作権は札幌学院大学総合研究所に帰属する。ただし、執筆者自身が自分の論文等を利用することは差し支えないものとする。その利用については事前にその所属学会に申し出ることを原則とする。
4. 原稿枚数は、おおよそ以下のとおりとする。
 - ① 和文原稿は、図表等を含め指定の原稿用紙400字詰め60枚以内に、ワープロ使用の場合は、A4判38字34行で18枚以内とする。
 - ② 欧文原稿は、図表等を含めA4判（ダブルスペース）で18枚以内とする。
5. 原稿作成上、以下の点に留意が必要である。
 - ① 原稿には、1) 標題、2) 英文標題、3) 執筆者名、4) 本文、5) 注及び引用文献、6) 参考文献、7) 執筆者名のひらがな、8) 専攻学問を記載する。
 - ② 原稿の中に図表等を挿入する場合には、その位置、仕上がり寸法、活字の大きさ等指定事項を明記する。
 - ③ 原稿提出時に、3に示された論文の種類を明記する。
6. 執筆者の校正は、原則として、3校までとし、植字上の訂正のみとする。

7. 執筆者には、別刷 100 部を贈呈する。ただし、それを超過する場合は、実費を徴収する。

附 則

この刊行要領は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

この刊行要領は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

この刊行要領は、平成 20 年 9 月 18 日から施行する。